

原労務管理事務所便り



連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>



監督指導による賃金不払い残業の是正結果（平成 28 年度）

◆監督指導結果の発表
厚生労働省は、時間外労働等に対する割増賃金を支払っていない企業に対して労働基準法違反で是正指導した結果（平成 28 年度分）を取りまとめ、公表しました。
全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間に不払いだった割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめています。

- ◆平成 28 年度の是正結果のポイント
- (1) 是正企業数：1,349 企業（前年度比 1 企業増）
…うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、184 企業
 - (2) 支払われた割増賃金合計額：127 億 2,327 万円（同 27 億 2,904 万円増）
 - (3) 対象労働者数：9 万 7,978 人（同 5,266 人増）

(4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円

◆遡及支払金額別の詳細
(1) 100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況
業種別でみると、「商業」が 304 件で最も多く、次いで「製造業」の 267 件が続いています。
業種別の労働者数でみると、「製造業」の 19,447 人が最も多く、次に「保険衛生業」の 17,103 人となっています。
(2) 1,000 万円以上の割増賃金の遡及支払状況
業種別でみると、「製造業」と「商業」がともに 34 件、「保険衛生業」が 23 件で全体の半分を占めており、対象労働者数は、「商業」9,563 人、「製造業」7,617 人となっています。

◆今後の取組み
今後も、厚生労働省による賃金不払残業の解消に向けての取組みや、労働基準監督署による指導は強化されていきますので、企業としても今まで以上に徹底した労務管理が求められます。

「地域別最低賃金」の計算への影響は？

◆昨年度より 25 円高い 848 円
2017 年度の地域別最低賃金については、8 月中旬に各都道府県労働局に設置される地方最低賃金審議会の答申が出揃い、9 月中旬には官報公示も出揃いました。
今年度の全国加重平均額は 848 円で、昨年度に比べ 25 円の引上げとなりましたが、これは、昨年度に引き続き、現行制度が始まった 2002 年度以来最高の引上げ額です。

◆2023 年度には 1,000 円まで引き上げられる!?
最低賃金は、近年引上げの流れが続いています。時給額のみで表示される現行制度が始まった 2002 年度には 663 円でしたが、昨年度に初めて 800 円を超えました。
これは、政府が中期目標として全国加重平均で最低賃金 1,000 円を掲げ、毎年 3% 程度引き上げるとしていることによります。
今年度の引上げ幅も 3% となっており、このまま 3% ずつ引き上げられると 2023

年は 1,000 円に達しますが、中小・小規模事業者にとっては重い負担となります。

◆事業者を支援する助成金制度
最低賃金の引上げにより負担が増す中小・小規模事業者に対し、厚生労働省では、助成金による支援策を設けています。
「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業者を対象に、最低賃金を一定額以上引き上げた場合にかかった費用の一部を助成（上限 200 万円）する制度です。

◆発効による給与計算への影響
引上げ後の最低賃金は、都道府県労働局長の決定・公示により確定するため、発効日は都道府県によって異なり、今年度は 9 月末から 10 月中旬までに順次発効される見通しです。
給与計算においては、発効日以降発生する賃金に引上げ後の最低賃金が適用されるため、賃金計算期間の途中に発効日がある場合は注意を要します。最低賃金での時給を適用している従業員がいる場合、賃金計算期間の途中で時給額が変更となるか

らです。
この場合、発効日を含む月の賃金計算期間から前倒して時給を引き上げることもできますし、据置きにして、引上げ後の差額を別途支給することもできます。

建設現場の「週休 2 日制」を実現へ ～建設業の働き方改革

◆建設業の働き方改革指針
政府は、建設業の働き方改革として、建設現場の「週休 2 日制」の導入や雨や雪などの悪天候を考慮した「適正な工期」の設定などを盛り込んだ指針を決定しました。
この指針には罰則はありませんが、建設業の長時間労働の是正に向けた取組みとして、これから発注する公共・民間工事を対象に実施するとしています。

◆残業規制の適用に 5 年間の猶予
今年 3 月に公表された「働き方改革実行計画」では、原則として全業種で残業時間を年間 720 時間、繁忙月は 100 時間未満まで認める上限を設ける方針を決定しましたが、建設業は運送業や医師とともに、施行

から 5 年間の猶予期間が設けられています。

◆建設業界の長時間労働の深刻化
建設業は、近年、人手不足による長時間労働が深刻化しています。
国土交通省の資料によると、国内の建設現場の約 65%は「4 週 4 休（週休 1 日以下）」で就業しているとされ、年間実労働時間も建設業は 2,056 時間（2016 年度）と全産業平均より約 2 割長く働いていることとなります。
また、週休 2 日の確保に向けたアンケートでは、技術者・技能労働者問わず半数以上が「完全週休 2 日」または「4 週 8 休」が望ましいと考えていますが、実際は 15%程度しか取得できていない状況です。
◆休日の確保、生産性向上となるか？
建設関係団体は、政府の指針を受けて、建設労働者が休日を確保できるように工事の発注者と受注者の連携や、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）の技術活用など、生産性を向上させる工夫を検討していき、適正な工期設定等に取り組んでいくとしています。